

第1回 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会(議事録)

日時：平成22年2月16日(火) 13:30～16:30

場所：農林水産省 三番町共用会議所 第3会議室

出席者

外部委員 土屋座長、井上委員、浦部委員、進藤委員、平子委員、坪野委員
榆井委員、肱黒委員、堀委員

内部委員 安東委員、川端委員、石澤委員、池田委員

オブザーバー 梶山内閣審議官

島田林野庁長官、宮坂林野庁次長

事務局

○事務局

- ・ 第1回森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の開催にあたり、森林・林業再生プラン本部事務局長である島田林野庁長官よりごあいさつをお願いしたい。

○林野庁長官

- ・ あいさつ

○事務局

- ・ 委員紹介、出席者紹介、資料確認、座長紹介等

○座長

- ・ 本日の会議時間は3時間と限られており、途中でご発言を短くして頂く等のお願いをすることはお許し頂きたい。まず、林野庁から林業事業体の現状について説明を頂きたい。

○委員

- ・ 資料4「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会資料」を説明。

○座長

- ・ 各委員から、五分程度でとりまとめて、意見を頂きたい。

○委員

- ・ 森林組合改革というかなり大げさな響きがあるが、組合員のための施業をしていくといったサービスに徹するということにつけるのではないか。
- ・ 森林の現況を把握し施業の集約化を進めて、さらなるコストダウンが提案できるような森林組合であれば理想的である。

- ・ その上で民間事業者がどのような協力ができるか、ということを検討すべき。
- ・ 経営のしっかりした森林組合であれば、森林所有者に利益が与えられるのではないか。施業の集約化、路網整備、補助金制度の簡素化等を含め、よりよい制度ができればと思う。
- ・ 森林組合の事業の中心は、保育から利用間伐へ変わって行かなくてはいけないということは、どの森林組合も問題意識を持っている、または持ち始めている。
- ・ 地域の森林が再生するよう、組合員の出資により運営される機関という位置づけ、役割の詳細について、これから議論していきたい。
- ・ 森林組合改革について単独で集中議論するのではなく、森林・林業基本政策の将来構想を確立させていく中で、森林組合の担うべき役割を検討すべき。むしろ、確立させてから議論すべき。
- ・ 員外利用の過度の制限については、地域の林業情勢を踏まえないと混乱が生じる。早急な政策の転換により、森林組合経営の不安定化が起きないように配慮し検討すべき。
- ・ 森林所有者の高齢化、不在村化の問題もあり、所有林の境界線を知らない所有者が多く、市町村、地元森林組合が協力して境界の明確化に取り組んでいく必要がある。事業として経費を含めた後押しが必要。
- ・ 林業が安定した職場として新規雇用を進めていくには、国産材の有効利用と需要拡大が必要。
- ・ 零細な事業者を協業化し、高性能林業機械が使えるよう、また、競争力を高め、入札等に参加する力が出てくるようにすべき。
- ・ 今後、若手の就業希望者の確保や現場作業員の所得の向上が重要。給与体系について、日給制を月給制にするなど魅力ある職場づくりが必要。
- ・ 森林組合を含め、事業者の育成、経営の安定には、3年ぐらい見通せる事業量の確保が重要。
- ・ 優秀な森林施業プランナー、要するに森林の現況等をよく知っている人が必要。
- ・ 地域の森林管理の主体としては、社会的信用、継続事業者であるということ、人材がいるということからして、森林組合が適格。
- ・ 員外利用については、厳格に 50%とすべき。組合員の森林をほったらかして別事業をやるのはだめ。
- ・ 国有林、公社公団林、市町村有林等の員内、員外利用をどうするかは議論すべき。森林組合改革のスケジュール感等についても、この委員会できちんと議論すべき。
- ・ 会計制度改革については、公的資金を取り扱っている、あるいは受給している立場上、JA がやらないという理由で森林組合がやらないというのは理由にならない。
- ・ 森林組合経営の透明性の確保については、補助金がどこから入ってどう流れたのかを明らかにするなどキャッシュフローの透明化をすべき。経理の仕組みが追いつけない等の理由で義務化を回避するのは論外。企業会計に近い収益、売り上げ、総額表示をすべき。手数料しか上がってないことから、企業として実態を示していない。そこも厳格化すべき。
- ・ 民間事業者は営利追求のあまり、間伐すべき林分を皆伐のように伐りすぎでしまったりする事業者があり、これをどうするか問題。

- ・ きちんとやっているところもあるが、作業班の待遇改善が必要。
- ・ 作業班を内部職員化するのか、切り離して完全請負化とするのか、という議論も必要。
- ・ 都道府県森林組合連合会の役割も議論すべき。販売機能の強化について、県森連の機能とも関わっているので、県単位でいいのか。広域流通に対応する組織化の検討も必要であり、単に森林組合をどうするかという議論では終わらない。
- ・ 森林組合の受託による間伐等事業は、受託手数料のみが決算書に計上されている。また、組合によって受託による経理処理方法が異なっているところもある。
- ・ 森林組合の会計処理の事務負担を少なくするため、もう少し簡素化しつつ、決算書が森林組合の経営の実態をしっかりとあらわすような方向になっていなければならぬ。
- ・ 間伐補助金については、コスト削減のインセンティブが働くような仕組みとすべき。
- ・ 森林組合と民間事業者のイコールフットイングの確保、競争を促進するためにも、間伐コストを下げれば利益になるという仕組みを構築すべき。
- ・ 施業の集約化を進めるため、所有者の合意形成等の主体となる民間組織は森林組合以外に無く、森林組合は大きな役割をおっている。
- ・ 森林組合と民間事業者の間では、国や都道府県等発注の公共事業の入札において、すでにイコールフットイングになっている。競争原理は働いている。
- ・ 民間事業者が育っていない要因は地域によって異なる。国有林が多く存在する地域では、国有林の事業を専属的に随意契約で多く受注する民間事業者が育ってきたが、国有林が少ないところではそういった民間事業者があまりいない、または数が少ないということ。
- ・ 民有林地域においては、民間事業者がいない地域で森林組合が作業班を形成してきたという経緯がある。大規模所有者や製材工場が抱えていた労務を切り離す際に、森林組合が作業班として雇用してきたというケースが各地で見られる。そういった歴史的経緯がある。
- ・ 小規模私有林については、森林組合による協業化を重点的に進めるとともに、小規模のハンデを埋める助成策を講ずるべき。
- ・ 森林組合の決算書については長官通達に基づき、事業報告書、決算関係書類を作成することになっているが、専門用語が多く組合員や我々から見てもわかりにくい。記載する内容をシンプルでわかりやすいものとし、組合員にとって必要な情報がわかる事業報告書あるいは決算書の仕組みとしていくべき。また、総会資料には、森林組合の経営方針、森林管理方針も事業報告書に載せていくことが大事。
- ・ 員外利用については、国、都道府県からの受注に業務を割いているということだが、平成19年度に795億円という規模で間伐等森林整備の予算措置がなされ、国有林の事業発注が急増したことが要因であると思っている。事業量の増大に対応する民間事業者、森林組合の作業班体制が整っていなかったのではないか。
- ・ 私有林について、今後、林業を担っていく林業経営体像をしっかりと議論し、その像を描いた上で、森林組合、民間事業者のあり方を議論すべき。そこをなしに各論の議論に入れば道を誤る危険性がある。
- ・ 森林組合で今、森林施業プランナーを育成している。森林組合法に、組合員の施業経営を指導する森林施業プランナーを監査士等のように資格として位置づけ、役割を明記する

ことにより、説明責任を果たし、信頼を確保していくことが可能となるようにして欲しい。

- ・ 森林施業を実施していく事業体については認可登録制とすべき。その際の資格要件は一般的な請負事業体の要件に加えて、その営業地域における森林施業の経験の多さを重視すべき。
- ・ 受注した事業を失敗した場合の原状回復の責任を義務として課すべきであることから、新規参入する事業体については、原状回復が比較的容易にできる造林保育等の経験を一定年数積んでから、利用間伐等の事業に参入していくような制度とすべき。
- ・ 森林組合の役割をどう議論するかという話が重要であり、避けては通れない。
- ・ 森林組合は民間であり、行政がやるべき話がしっかり決まって、その中で森林組合が何をやるか議論すべき。
- ・ 森林組合と民間林業事業体の委員会で、細かい話になるのは仕方がないが、全体(基本政策の検討)の大きな話も進んでいる中で一緒に議論を進めていくことが重要。
- ・ 森林組合の中には、行き当たりばったりで仕事をしている組合が見られるが、地域の森林の現状を把握して、計画に反映させる必要があり、少なくとも年度当初に1年の年間計画をたてて効率的に施業を進めていくことが必要。
- ・ 森林所有者に積極的に施業の働きかけを行って欲しい。不在村森林所有者や施業に関心のない森林所有者などへの対応が手薄になっていないか。今後、集約化施業という1つの大きな方向性がでていっている中で、森林組合も意識改革を進め、集約化に向けた取り組みを強化すべき。
- ・ 搬出間伐の推進、低コスト化により一層取り組むべき。森林組合は生産性の向上、低コスト化に向けた意識を高め、特に人材の育成をもっと進めていくことが必要。今でも、切り捨て間伐のみを実行し搬出間伐を避ける森林組合も見られ、こうした点を改めるべき。
- ・ 森林組合の業務の中で、施業の外注化、集約化に向けたコーディネートへの特化などについてよく検討すべき。
- ・ 国有林では、発注者として、森林組合、民間事業体を同列に見ている。
- ・ 林業事業体は地域によって様々な成立過程がある。平成 20 年度では、国有林の造林、素材生産請負事業等全契約件数のうち、2割が森林組合の受注であった。
- ・ 長期協定システムでは、随意契約という形態ではあったが、しっかりした林業事業体に仕事をして頂きたいということからそういった手法にも取り組んだところ。
- ・ 森林組合はなかなか参入できなかったという意見があったが、森林組合と民間事業体、同じ事業の担い手として、森林組合にも仕事をやって頂いていたというように思っている。
- ・ 国の入札方式を見直したということもあり、平成 19 年から全面的に一般競争入札を導入し、その後、事業成果評定の導入や、年間の事業の発注見通しを明らかにしていくような取り組みも行い、平成 21 年の 9 月からは総合評価落札方式を導入したところ。
- ・ こうしたツールを使って、民間事業体のもつ優れた技術力、創意工夫を発揮してもらい、信頼性と高い技術力を持った担い手となるといった方向に向かって頂きたい。
- ・ 民間事業体というのは、今まで林野庁で一番手薄だったところ。民間事業体の経営というのは、まさにエアポケットであり、把握しきれていなかった部分がある。
- ・ 資料の事業体アンケートは、緑の雇用をやっている方を対象としており、記入して返信し

てくれるのは、経営意識の高い人になると思う。

- ・ しかしながら、民間事業体の中には数多くの一人親方等小規模な事業体があり、アンケートで把握できないこの様な事業体をどう考えていくか、どの様な施策とするかが問題。
- ・ 事業体の育成は、民間の経済活動という視点でボトルネックを排除することが重要。また、それに関わる人材育成が重要。
- ・ このため、民間事業体の意識改革が必要。異業種から転職で林業に参入したという人が円滑に事業されている例がある。先日、ある新聞に、自動車メーカーの下請けの部品製造者の方が林業に新規参入し、半年で黒字化する見込みという例が報じられていた。昔から林業をやっている人は、いつも「大変だ大変だ」と言っているが、こういう新規参入した事業体に元気があることを参考にして、今後の育成方向を検討していきたい。
- ・ 資料のつくりについて、何人かの委員からご指摘があったが、そもそもの森林組合の役割論の話が必要であった。そもそも論とも関係するが、森林組合の中で一番大きな課題は、森林組合の本業はなんなのか、ということである。
- ・ 本業は施業の集約化のための合意形成だと思っているが、その本業をまず第一として仕事をやっていくためにどういう施策が必要なのかご意見を聞きたい。
- ・ 組合員の山について、どこでどのくらい整備する必要があるのかを見える形にしていかななくてはならない、ということが第一歩と考える。
- ・ 今の時点では、補助金を使って事業実行していくので、補助金を効果的に使うためには少しでも切磋琢磨していくことが重要であり、イコールフットィングの問題がある。
- ・ 補助金の要件も形式的には、民間事業体に門戸を開いてきており、イコールフットィングはなされているという話があったが、民間事業体からは違うという話もある。また、民間事業体の育成の分野は非常に遅れていると感じており、民間事業体の方から具体的な話を聞きたい。

○オブザーバー

- ・ イコールフットィングは実現されていない。実質でどこまでイコールフットィングが確保されるかということが政策的には決定的に重要で、形式的に行われているからこれでいいということとはありえない。
- ・ これからの森林整備を進める上で必要なのは、流域の基本設計である。たぶん数千ヘクタールぐらいになると思うが、この流域の林分がどういう状況にあるのか、路網の配置をどうするのか、そこをまず把握した上で、10年で一巡するような事業計画を作る。
- ・ それに基づいて、はじめて、今年の年間事業計画による施業集約を行って、基幹道なり、作業道を入れていくという作業になっていく。
- ・ 流域の基本設計をする人、施業集約をする人、現場で間伐などの作業をする人とに分かれるべきであり、たぶんこれは、基本設計をする人がフォレスター、施業集約をする人が森林施業プランナー、あと現場で作業する人という役割分担になる。この縦のラインでは競争はありえない。縦のラインで競争したら林業はできない。家を造るのと一緒に、現場の大工さんが設計士と喧嘩するなどということとはありえない。縦のラインはきちんと連携するようなシステムとするのが前提である。

- ・ 施業集約そのものも競争でやる話なのだろうか。現場作業そのものは、民間の競争原理が働く部分であり、競争原理が重要。そのきちんとした整理が必要。
- ・ そこで、施業集約を誰がやるのか。森林施業プランナーとしての役割を森林組合が担うというように決まるのであれば、森林組合が現場作業を扱う民間事業者と競争するというのにはありえないわけである。
- ・ そのような整理をきちんとしていき、その上で、施業集約をしていく上で、森林組合のあり方はどうあるべきなのか、という議論になっていくのではないかと考える。
- ・ 森林組合が作業班を持つのはどういう意味合いがあるのか、どういう問題を引き起こすのか、という整理をしていくと、自ずとあるべき姿も決まっていくのではないか。
- ・ 基本政策の検討委員会の中でまず議論されるべき話だと思うが、人材養成も重要。基本政策全体との連携ということを念頭に入れご議論して頂けたらと思う。

○座長

- ・ 森林組合と民間林業事業者のあり方について、地域の森林管理の面でどういう役割分担をすべきかを少し議論できたらと思う。
- ・ 基本政策検討委員会で本当はやるべきことかもしれないが、基本政策とは平行してこの委員会が走っている。基本政策検討委員会では森林計画制度の議論に入って時間がかなりかかっている。森林組合改革・林業事業者育成検討委員会の方で先行して議論し、逆に提案していくこともできるのではないか。
- ・ 短い時間で集中して議論していきたいと考えているので、休み時間の間に考えて頂きたい。

〈10分休憩:15時25分～35分〉

○座長

- ・ 森林計画制度を検討するということがあるし、基本政策検討委員会でフォレスターの役割をもっと強くして、自治体や公的なところが地域のマスタープラン、基本計画的なものを作っていくようなことが示されているが、そこでの森林組合のあり方というのはこれまでと少し変わってくるということがあると思う。
- ・ 森林組合と民間事業者のあり方、棲み分けはこのままでいいのか、競争相手になるのか、イコールパートナーになるのか。林業事業者の位置というものについて、ある程度皆さんの間で合意していないと、員外利用についてなどの各論が議論しにくい。

○委員

- ・ 日本の森林組合制度は明治時代に作られ、当初は民有林版の営林署(森林管理署)みたいな位置づけで作られていたと思われる。時代が経って森林組合自身に技師を配置するのに国費を入れ、施業や計画を担うものとされ、戦後、協同組合のような形に変化して行った。
- ・ 日本の場合、ドイツのようなフォレスター制度がなくて、その後、都道府県に配置した林業専門技術員(SP)、林業改良指導員(AG)が普及指導という役割を持たせられ、計画については森林計画制度という形でつくられてきた。

- ・ その時の林政は林野庁から支援が来て、森林組合が配置されてきたが、市町村が実際、行政として対応するように変わってきた。しかし、市町村の体制というのは林務部門が脆弱、専任がない。
- ・ そういう状況で、森林の境界や森林情報をしっかり把握するというのは本来行政がやる仕事。そこからの先の話というのは、森林組合とか林業事業者のやるべき話。
- ・ 地域の森林経営計画についてはフォレスターがやり、伐って植える森林施業のやり方や適正な間伐がなされているかのチェック機能を果たす等は行政の仕事と考える。
- ・ フォレスターをどこに配置(国か県か)するかについては、いろいろな考えがあると思う。あるいは、ドイツのように国有林と民有林の両方を管理するか、国は2年で担当者が入れ変わるの、そこをカバーする仕組みが必要なのではないか。

○座長

- ・ 組合員のための森林組合にもう一度もどるべきという話があったが、これは、今の森林組合が組合員のためになってないという意味ではないかと思うがどうということか。

○委員

- ・ 県でも市町村でも、森林施業計画はできるかもしれないが、役場によっては、林業専門の課がないところもある。しかも2~3年で異動し森林施業計画も何もあったものではない。村有林の把握すらできていない。ましてや民有林の把握ができるわけがない。
- ・ では誰がやるのかと考えると森林組合なり資格を持った人を使うのが一番手っ取り早い。森林組合に関して、施業プランの作成部門と森林整備事業の作業部門はある程度切り離していいのではないか。
- ・ 作業班のようなものは、うまくいくものは切り離す等検討する。異論はあると思うが、そうして役割分担を明確化していくことが必要。
- ・ 民有林の営林署(森林管理署)みたいなものは非常にいま必要とされており、そういう役割を森林組合に担ってもらえるのか、国有林か、県か、役場か、今からの議論だが、民有林に一番接してきた森林組合がある程度旗揚げしてそれに乗っかるというのも一案ではないか。
- ・ 地域の森林管理を誰が担うかについては、消去法でいくと、森林組合しか残らない。所有者は一部の中規模、大規模所有者以外は経営が成り立っていない。
- ・ 面的な森林整備、所有者のケアができること、森林情報を持っていること等を考えると、森林組合がトータルで地域の森林全体を管理していくべき。
- ・ いかに森林組合が地域の森林管理の主体としての担い手となっていくか、その際にそのネックとなる彼らの重荷をいかに下ろしてやるかが問題。面的な森林管理ができる、販売をきちんとできるのは森林組合しかない。
- ・ 一部、民間企業体が連携して活動していく。競争ではなく、共創、ともに作っていくのが重要。連携の方が先。
- ・ 建設業者の方も今後、競争相手になっていく。森林組合と民間事業者との連携をトータルで行政が支援していく、分担を明示していくというのが重要。

○座長

- ・ 重荷をおろしていく、という話をされたが、この重荷とは何か。

○委員

- ・ 提案型集約化施業で森林組合が食えるか、ということ。造林補助金にはプランナーの諸経費、人件費が見られていない。要するに一般管理費を誰がみるのかという議論が必要。
- ・ 森林施業プランナー活動で、地域施業の設計、路網の設計等に関するソフト面で、造林の職員を10名確保できるようにするとか、地域の森林に詳しいので任せることにするのであれば、その付加価値への対価が必要。これが一般管理費であり、ここが担保されていないことを重荷と言っている。
- ・ 森林組合はもともと森林所有者の協同組織であり、民間事業者が森林施業プランナーに参入することは難しい。森林施業計画を担っていけるのは当然、森林組合である。
- ・ 民間事業者は利益を上げなければならないので、間伐作業などでは、伐採対象木以外も伐ってしまうように思われがちである。
- ・ 森林施業プランナーイコール民間事業者の作業員だと、プランナーが伐ってはいけない木を伐ってしまうなど、けん制機能上問題がある。
- ・ 作業の効率性という点においてはどちらかというと民間事業者の方が優秀ではないかと思う。その部分は競争して、安くてよい道を造っていく、良い施業をしていくのが理想。
- ・ 森林組合が施業プランを立て、民間事業者が作業している事例もある。事業を請負、作業道を入れて、伐って市場に持っていく、というのが民間事業者の仕事。
- ・ 森林組合も民間事業者も同じだが、山元に利益を還元するというのが原点。森林組合はずっとその地域で仕事をしており、施業の集約化については森林組合がやるのが適当。
- ・ 再生プランの関係では、ある程度利用間伐に論議が集中しているが、木材は循環型の資源であり、植えてから保育まで森林組合が貢献してきたということがある。山作りに関しては、森林組合が責任を持ってやるべき。
- ・ 間伐等の作業に関しては、今の作業員だけでは全ての森林を網羅するというのは量的に不可能なので、民間事業者と協力してやる体制が必要。あとはどのように仕事を発注するのか等が問題。

○座長

- ・ 森林組合の作業部門は分離させて、森林組合は森林施業プランナーとして特化するというのはどうか。

○委員

- ・ 森林組合はこれまで経営基盤を強化することと、自分たちで施業受託するという観点から、従業員を組織化するという方向性で来ていた。今、分離ということになると、デメリットはどういうところに出てくるのか等熟慮しないとイケない。
- ・ 森林組合は森林資源情報を一番持っている。現場の状況をみると、伐採、集材機等を使

って作業しているのは民間事業者が多く、植栽、保育までは森林組合。

- ・ 伐採については森林組合の作業員はまだ育ておらず、民間が担っているのが多い。そこを棲み分けていくのもいいのではないか。
- ・ 組合員の利益をどう守るかということが森林組合にとって大事。施業を集約化することでコスト削減ができるなら、立木代金に還元できるということで組合員の利益になる。
- ・ 森林組合は木材を共同で販売するということでかなり経済的利益を確保している。間伐等の作業だけ民間事業者に頼んで、販売は森林組合がやるといった役割分担を考える必要がある。
- ・ 立木代金として山元に少しでも利益還元するには、共同販売的な量をまとめて価格交渉するような体制作りが必要。そこを念頭に置きながら森林組合の役割を考える必要がある。
- ・ 去年あたりからドイツでは、1つの森林組合が1回あたりの搬出量を何千から何万m³までまとめると、助成される制度が実施されている。つまり量をまとめるインセンティブを確保する制度ができています。
- ・ 価格競争力は現実問題として、合板の場合、圧倒的に合板企業が強いが、供給量のノルマをクリアすることによって信頼性を高め、合板企業もある程度の価格交渉に乗ってきたという例があり、量をまとめることで価格交渉力が高まることにつながると考えている。
- ・ 行政の役割というところをもう少ししっかりと議論してほしい。行政のどの部分を森林組合に委託するのか。
- ・ 森林組合統計によれば、地区内森林所有者が350万人、うち160万人が組合員、零細な組合員外の多数の所有者がいる。また合併によりエリアも広域化し、組合員が1万人超すような地域もある。これを少数の職員でやっている。そこを全部森林組合だけで、営業努力だけでやるのは無理がある地域もある。
- ・ 木材がどんどん売れて事業がたくさんあるところではできるところもあるが、現実ここまで木材価格が下がっており、定率で手数料をとっているのでも、同じ仕事をしてもらってもそれだけ売上額が減り、利益があがらなくなっている。
- ・ 行政の役割をきちっと明確にして、森林組合の営業努力でできる部分と役割を検討してほしい。
- ・ 普及指導員など行政の役割を担うことについては、森林組合の運動方針の中でも謳っている。見合う対価で引き受けていくということである。これまで地域の中で無償でやってきた部分があるが、無理なところは無理。しかるべき対価をもらって役割を果たしていくのは可能と考えている。
- ・ 森林組合の話を見ると、作業単価が安すぎてやっていけないということがわかる。境界の確定等ソフト事業というのは手間がかかる業務。ソフト事業にもっとお金をかけて重点的な施策をやるべきではないか。
- ・ 森林組合には荷物が多という話をしたが、製材加工の経営の実態について把握する必要がある。組合員から原木をより高く買っていきというのが、そもそもの使命なのに、安く買わないと経営が成り立たない、または販売できないという実態がある。
- ・ この他、特用林産等関連事業の関係、共販所の関係について、ここでどのような組合員

への還元がなされているのか実態について、検討したい。

- ・ 木材の共同販売については、手数料収入が足りず、人件費、一般管理費もまかなえないため、森林組合経営の負担になっているところもある。
- ・ 製材、流通が重荷になっているケースが経営診断等から明らかである。ここの部分も併せて検討し、トータルな経営を見ていこうという視点が重要。
- ・ 素材生産について外注、直営の役割分担については、丸投げでなく機能分担で効率的にやっていると解釈して良いと考える。間伐に関して言えば、優秀な森林施業プランナーが森林組合に必要。民間事業体にも優秀な現場技術者が必要。この両者が話し合っ現場代理人が低コストで施業を担ってくというのが理想的。
- ・ 直営のみの作業班というのも問題があると聞いている。例えば高性能林業機械についても遊ばせておくなど、能率が悪いことになってしまう場合もある。
- ・ 地域によると思うが、森林組合が直営を持っていない地域もあり、地元の2~3人でやっている林業家や一人親方の林業家に外注するというのがかなりあると思う。
- ・ そういう中で、社会保険や労災保険を掛けていないなどの問題のあるところがあると思う。

○オブザーバー

- ・ 民間事業体と森林組合の役割について、正確に言うと森林組合は森林所有者の利益の代表者。
- ・ 森林所有者と民間事業体とは利益相反的な関係。作業現場をきちんと監督するという役割、これは絶対に必要。伐ってはならない木を伐ったり、ということも起こりうる。
- ・ 長期的な設計に基づいて現場に指示・発注して監督する者と、現場で作業する者は明確に分けないといけない。これはヨーロッパでも起こっていることで、現場をきちんと監督するというのは非常に大切で、考えに入れられないといけない。
- ・ 現場に適切に指示、発注するというのは現場をよく知らないとできない事である。高い能力が必要。それができる人というのはほとんどいないわけだが、これからそういう人を森林施業プランナー研修等で育てていかななくてはならない。

○委員

- ・ 森林組合が直営でやるメリットもあると思う。どういうメリットがよくわからないが、組合が直営で人を育てて、将来的に独立させていく、ということもあると思う。
- ・ 下刈り・除間伐等保育作業中心の時代は作業班システムでもよかったが、高性能林業機械を使用した利用間伐となると、職員化や外部に作業指示して発注するようなシステム化が必要で、日雇い作業員の日給月給システムでは、うまくいかない。
- ・ 直営といっても単に作業員を抱えているだけの常用雇用というだけでは、経営していると言えない。きちんと人材育成をしている職員相当の現場技術者なのか、プロのオペレーターなのか、直営というのは定義があいまいなので、検討していかななくてはならない。

○座長

- ・ 参考資料は公開を前提にお願いしてはいたないので、ここでお諮りしたい。これを個人名は出さず、ある程度直したり、付け加えたり、意見を列挙する、という形で公開することについて異論はあるか。(「なし」声)では、追って公開の原稿をお諮りしたい。次回の会議資料として、そのタイミングでホームページに載せるということによろしいか。
- ・ また、次回の検討会はより具体的な議論をすることになるが、こういう資料が欲しいというものがあったら、ご提案いただきたい。これについても1週間ぐらいの間に、今日の議論を振り返って、もしあれば事務局の方に投げてほしい。
- ・ 統計上の問題で制約があって必ずしも提供可能かわからないが、なるべくいろんな資料がないと、空中戦になってしまう。事実に基づかないとこれからの細かい議論が空論になってしまう。
- ・ 製材加工、特用林産の実態など、具体的な提案があれば教えて欲しい。
- ・ 今日の議論でも基本政策の方との関係ということがかなり議論に上った。基本政策の議論を早くに進めていただかないと全体がふらふらしてしまう。たとえばこの委員会として、基本政策の議論を速やかに促進していただきたいということを申し入れることは可能だと思うが、いかがか。座長決裁として皆さんの意向を踏まえて申し入れたい。
- ・ これから、この検討会の議論にも関係するため、他の委員会の資料も各委員に共有する。これからどんどん配布されていくのでよろしく。
- ・ 委員の皆さんにも宿題を出させて頂きたい。次回に使えるかわからないが、委員の皆さんにペーパーを出して欲しい。希望を申し上げると、委員会の1週間ぐらい前までに、何らかの提案、もしくはこれについての分析、その他のペーパーを出して欲しい。
- ・ これはこちらからの思いつきだが、今日ご意見のあった会計システムについて理想的なシステムの例を出して欲しい。
- ・ 市町村と森林組合と素材生産業者の関係のあるべき姿のようなものについて、実際のご事例をもとにご提案いただけたらと思う。そういうところが今後大事になってくるので提案してくれたらと思う。
- ・ 森林組合、林業事業体の類型化を試みてもらえないか。どういう林業事業体があるのか、いっしょくたにすると議論がぐちゃぐちゃになるので、類型化、体系化をし、これを整理したペーパーを用意していただけたら話が進みやすいのではないかと思う。
- ・ 他の委員についても具体的、または理想的な方向からでもいいし、今日の論点に関わったことで、ペーパーを出して欲しい。
- ・ 次はもう少し具体的な議論に深く入っていけると思うのでご協力方よろしく。

○事務局

- ・ 第2回の日程については、皆さんのご予定を伺いながら日程調整して後日連絡する。よろしくお願ひしたい。

(了)